

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>I-1 暗号資産の範囲等</p> <p>I-1-1 暗号資産の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>当局は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する暗号資産の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、暗号資産の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>（注）（略）</p> <p>① 法第2条第5項第1号に規定する暗号資産（以下「1号暗号資産」という。）の該当性に関して、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために暗号資産を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>I-1 暗号資産の範囲等</p> <p>I-1-1 暗号資産の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>当局は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する暗号資産の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、暗号資産の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>（注）（略）</p> <p>① 法第2条第5項第1号に規定する暗号資産（以下「1号暗号資産」という。）の該当性に関して、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために暗号資産を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p> <p><u>（注）以下のイ及びロを充足するなど、社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる、</u></p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p>物品等にとどまると考えられるものについては、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ものという要件は満たさない。ただし、イ及びロを充足する場合であっても、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどまらず、現に小売業者の実店舗・ECサイトやアプリにおいて、物品等の購入の代価の弁済のために使用されているなど、不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態がある場合には、同要件を満たす場合があることに留意する。</p> <p>イ. <u>発行者等において不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用されない意図であることを明確にしていること（例えば、発行者又は取扱事業者の規約や商品説明等において決済手段としての使用の禁止を明示している、又はシステム上決済手段として使用されない仕様となっていること）</u></p> <p>ロ. <u>当該財産的価値の価格や数量、技術的特性・仕様等を総合考慮し、不特定の者に対して物品等の代価の弁済に使用し得る要素が限定的であること。例えば、以下のいずれかの性質を有すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額であること</u> ・ <u>発行数量を最小取引単位で除した数量（分割可能性</u> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>②～④ (略)</p> | <p><u>を踏まえた発行数量)が限定的であること</u> <u>なお、以上のイ及びロを充足しないことをもって直ちに暗号資産に該当するものではなく、個別具体的な判断の結果、暗号資産に該当しない場合もあり得ることに留意する。</u></p> <p>②～④ (略)</p> |
| <p>I-1-2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-2 暗号資産交換業の該当性の判断基準</p> <p>当局は、法第2条第7項に規定する暗号資産交換業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産交換業の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきであるが、利用者の関与なく、単独又は関係事業者と共同して、利用者の暗号資産を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、事業者が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にある場合には、同号に規定する暗号資産の管理に該当する。</p> <p>(注) 内閣府令第23条第1項第8号に規定する暗号資産の借</p> | <p>I-1-2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-2 暗号資産交換業の該当性の判断基準</p> <p>当局は、法第2条第7項に規定する暗号資産交換業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産交換業の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきであるが、利用者の関与なく、単独又は関係事業者と共同して、利用者の暗号資産を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、事業者が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にある場合には、同号に規定する暗号資産の管理に該当する。</p> <p>(注¹) 内閣府令第23条第1項第8号に規定する暗号資産の</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>入れは、法第2条第7項第4号に規定する暗号資産の管理には該当しないが、利用者がその請求によっていつでも借り入れた暗号資産の返還を受けることができるなど、暗号資産の借入れと称して、実質的に他人のために暗号資産を管理している場合には、同号に規定する暗号資産の管理に該当する。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>借入れは、法第2条第7項第4号に規定する暗号資産の管理には該当しないが、利用者がその請求によっていつでも借り入れた暗号資産の返還を受けることができるなど、暗号資産の借入れと称して、実質的に他人のために暗号資産を管理している場合には、同号に規定する暗号資産の管理に該当する。</p> <p><u>(注2) 上記③の「主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきであるが、例えば、以下のような場合は、「主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態」には該当しないものと考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業者が、単独又は関係事業者と共同しても、利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵の一部を保有するにとどまり、事業者が単独又は関係事業者と共同して保有する秘密鍵のみでは利用者の暗号資産を移転することができない場合。</u> ・ <u>事業者が利用者の暗号資産を移転することができ得る数の秘密鍵を保有する場合であっても、その保有する秘密鍵が暗号化されており、事業者が当該暗号化された秘密鍵を復号するために必要な情報を保有していない場合。</u> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>当局は、登録の申請の審査や暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の適切性の判断に当たっては、取り扱う暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術のほか、当該暗号資産を取り扱うにあたっての社内態勢の確保の状況等を踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスク、システムリスク等をはじめとする、当該暗号資産の取扱いにより生じ得るリスクの内容について、申請者や暗号資産交換業者から詳細な説明を求めることとするほか、利用者からの苦情や、協会の意見等の外部情報も踏まえ、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から、暗号資産交換業者が取り扱うことが適切かを判断するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（注1・2）（略）</p> | <p>当局は、登録の申請の審査や暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の適切性の判断に当たっては、取り扱う暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術のほか、当該暗号資産を取り扱うにあたっての社内態勢の確保の状況等を踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスク、システムリスク等をはじめとする、当該暗号資産の取扱いにより生じ得るリスクの内容について、申請者や暗号資産交換業者から詳細な説明を求めることとするほか、利用者からの苦情や、協会の意見等の外部情報も踏まえ、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から、暗号資産交換業者が取り扱うことが適切かを判断するものとする。</p> <p><u>なお、上記取り扱う暗号資産の適切性の判断に当たっては、当局は、協会と連携して行うものとする。</u></p> <p>（注1・2）（略）</p> |
| <p>II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-2 業務の適切性等</p> <p>II-2-1 法令等遵守</p> <p>II-2-1-3 禁止行為</p> <p>II-2-1-3-2 主な着眼点</p> <p>(1)（略）</p> | <p>II 暗号資産交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-2 業務の適切性等</p> <p>II-2-1 法令等遵守</p> <p>II-2-1-3 禁止行為</p> <p>II-2-1-3-2 主な着眼点</p> <p>(1)（略）</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(2) 不招請勧誘の禁止</p> <p>① 不招請勧誘への該当性</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 広告等を見た利用者が、暗号資産交換業者に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該利用者が「暗号資産交換契約の締結の勧誘の要請」をしたとみなすことはできない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② (略)</p> | <p>(2) 不招請勧誘の禁止</p> <p>① 不招請勧誘への該当性</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 広告等を見た利用者が、暗号資産交換業者に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該利用者が「暗号資産交換契約の締結の勧誘の要請」をしたとみなすことはできない。</p> <p><u>(注) 暗号資産交換業者のビジネスモデルは多様化しており、過去に対面営業拠点等を有していた先も存在する。かかる対面営業における勧誘が禁止されている不招請勧誘に該当しないかどうか監督上留意する必要がある。</u></p> <p>② (略)</p> |
| <p>Ⅱ－２－２－３ 利用者が預託した金銭・暗号資産及び履行保証暗号資産の分別管理</p> <p>Ⅱ－２－２－３－２ 主な着眼点</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 利用者から預託を受けた暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産の分別管理に関する着眼点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 対象暗号資産の管理について、取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブ</p> | <p>Ⅱ－２－２－３ 利用者が預託した金銭・暗号資産及び履行保証暗号資産の分別管理</p> <p>Ⅱ－２－２－３－２ 主な着眼点</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 利用者から預託を受けた暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産の分別管理に関する着眼点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 対象暗号資産の管理について、取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブ</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>ロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が暗号資産交換業者の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要な措置を講じているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>④ 対象暗号資産の管理について、暗号資産交換業者が管理する帳簿上の対象暗号資産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記③の措置にもかかわらず、対象暗号資産の有高が帳簿上の対象暗号資産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(注) 当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して5営業日(契約に基づいて5営業日よりも短い期限で利用者が受託暗号資産を払い出せる場合には当該期限)以内に解消しなければならない。</p> <p>⑤ 自己で対象暗号資産を管理する場合には、法第63条の11第2項及び内閣府令第27条第2項で定める要件に該当する受託暗号資産(以下「対象受託暗号資産」という。)を除き、当該対象暗号資産が外部に流出することがないように、</p> | <p>ロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が暗号資産交換業者の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足し利用者への受託暗号資産の払い出しに支障が生じる等の事態を防止するために必要な措置を講じているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>④ 対象暗号資産の管理について、暗号資産交換業者が管理する帳簿上の対象暗号資産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、上記③の措置にもかかわらず、対象暗号資産の有高が帳簿上の対象暗号資産の残高に満たない場合には、原因<u>(注1)</u>の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p><u>(注1) 暗号資産の流出などが考えられる。</u></p> <p><u>(注2)</u> 当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して5営業日(契約に基づいて5営業日よりも短い期限で利用者が受託暗号資産を払い出せる場合には当該期限)以内に解消しなければならない。</p> <p>⑤ 自己で対象暗号資産を管理する場合には、法第63条の11第2項及び内閣府令第27条第2項で定める要件に該当する受託暗号資産(以下「対象受託暗号資産」という。)を除き、当該対象暗号資産が外部に流出することがないように、</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>当該対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵等を、常時インターネットに接続していない電子機器等に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により管理しているか。 なお、一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は「常時インターネットに接続していない電子機器等」に該当しないことに留意するものとする。</p> <p>(注)「同等の技術的安全管理措置」が講じられているかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵等が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名を行うことができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合などが考えられる。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>当該対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵等を、常時インターネットに接続していない電子機器等に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法<u>(以下、「コールドウォレット等」という。)</u>により管理しているか。 なお、一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は「常時インターネットに接続していない電子機器等」に該当しないことに留意するものとする。</p> <p>(注1)「同等の技術的安全管理措置」が講じられているかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵等が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名を行うことができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合などが考えられる。</p> <p><u>(注2) ホットウォレット (コールドウォレット等以外の管理方法をいう。以下同じ。)</u> で管理される対象受託暗号資産の管理においては、暗号資産の流出リスクに対</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>⑥ 対象暗号資産の管理を第三者に委託する場合には、対象受託暗号資産を除き、対象暗号資産の保全に関して、当該暗号資産交換業者が自己で管理する場合と同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる方法により管理しているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>⑦ 対象受託暗号資産を除く対象暗号資産の全部又は一部が、上記⑤及び⑥以外の方法により管理される事態が生じた場合には、当該事態が生じた日の翌日から起算して1営業日以内に、当該事態を解消しているか。</p> <p>⑧ (略)</p> | <p><u>応するために、Ⅱ-2-2-4(3)に基づき、対象受託暗号資産の上限を社内規則で定める等の措置を講ずる必要があることに留意する。</u></p> <p>⑥ 対象暗号資産の管理を第三者に委託する場合には、<u>ホットウォレットで管理される対象受託暗号資産</u>を除き、対象暗号資産の保全に関して、当該暗号資産交換業者が自己で管理する場合と同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる方法により管理しているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>⑦ <u>ホットウォレットで管理される対象受託暗号資産</u>を除く対象暗号資産の全部又は一部が、<u>法第63条11第2項及び内閣府令第27条第2項で定める要件の範囲を超えてホットウォレットで管理されるなど上記⑤及び⑥以外の方法</u>により管理される事態が生じた場合には、当該事態が生じた日の翌日から起算して1営業日以内に、当該事態を解消しているか。</p> <p>⑧ (略)</p> |
| <p>Ⅱ-2-2-4 暗号資産の流出リスクへの対応</p> <p>Ⅱ-2-2-4-1 意義</p> <p>暗号資産交換業者が利用者から暗号資産の預託を受ける場合には、対象暗号資産が不正アクセス等により流出することによって、利用者に対して対象暗号資産の返還ができなくなるなど</p> | <p>Ⅱ-2-2-4 暗号資産の流出リスクへの対応</p> <p>Ⅱ-2-2-4-1 意義</p> <p>暗号資産交換業者が利用者から暗号資産の預託を受ける場合には、対象暗号資産が不正アクセス等により流出することによって、利用者に対して対象暗号資産の返還ができなくなるなど</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>利用者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</p> <p>実際に、不正アクセス等により多額の暗号資産が流出した事案も複数発生していることから、暗号資産交換業者の経営において、上記流出リスクへの対応は最重要課題のひとつとなっている。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>暗号資産交換業者の監督に当たっては、上記流出リスクに対する適切な対応が図られているかを確認するに際して、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ－２－２－４－２ 主な着眼点 (1)(2) (略) (3) 流出リスクの低減</p> | <p>利用者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</p> <p>実際に、不正アクセス等により多額の暗号資産が流出した事案も複数発生していることから、暗号資産交換業者の経営において、上記流出リスクへの対応は最重要課題のひとつとなっている。</p> <p><u>（注）内部関係者による不正アクセス等の不正行為の防止に向け、職業倫理の強化はもとより、内部関係者による不正行為による暗号資産の流出を防止するための適切な措置を図ることは、暗号資産交換業者の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む）は高い実効性が求められる。</u></p> <p>暗号資産交換業者の監督に当たっては、上記流出リスクに対する適切な対応が図られているかを確認するに際して、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ－２－２－４－２ 主な着眼点 (1)(2) (略) (3) 流出リスクの低減</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>① 利用者の利便性等を理由に、やむを得ずインターネットに接続された環境で秘密鍵等を管理しなければならない場合には、法第63条の11第2項及び内閣府令第27条第2項で定める要件の範囲内で、当該環境で秘密鍵等を管理する受託暗号資産の上限をあらかじめ社内規則で定めた上で、かかる上限の範囲内で秘密鍵等を管理する等の措置を講じているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>① 利用者の利便性等を理由に、やむを得ずインターネットに接続された環境で秘密鍵等を管理しなければならない場合には、法第63条の11第2項及び内閣府令第27条第2項で定める要件の範囲内で、当該環境で秘密鍵等を管理する受託暗号資産の上限をあらかじめ社内規則で定めた上で、かかる上限の範囲内で秘密鍵等を管理する等の措置を講じているか。</p> <p><u>(注) なお、法第63条の11第2項及び内閣府令第27条第2項で定める要件の範囲であっても、リスク管理の観点から、ホットウォレットで管理される対象受託暗号資産はその行う暗号資産交換業の状況に照らし最小限度にすべきであり、ホットウォレットで管理される受託暗号資産が上記社内規則で定めた上限を超えた場合は、当該事態を速やかに解消することが望ましい。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> |
| <p>Ⅱ-2-2-8 ICOへの対応</p> <p>Ⅱ-2-2-8-1 意義</p> <p>ICO (Initial Coin Offering) とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項</p> | <p>Ⅱ-2-2-8 ICOへの対応</p> <p>Ⅱ-2-2-8-1 意義</p> <p>ICO (Initial Coin Offering) とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ－２－８において「販売」という。）は、暗号資産交換業に該当する。</p> <p>（注１）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（注２） トークンの発行者による将来的な事業収益等の分配を受ける権利が当該トークンに表示されているなど、ＩＣＯが投資としての性格を有する場合は、当該トークンは金融商品取引法の規制対象となり、法の規制対象とはならない点に留意する。</p> <p>かかる行為は、トークンの販売を介して資金調達を図るものであるが、トークン保有者の権利内容が明確でなかったり、資金調達の目的となる事業（以下「対象事業」という。）の実現可能性等のスクリーニングや必要な情報開示が行われず、詐欺的な事案や事業計画が杜撰な事案が発生したりするなど、利用者保護が十分に図られない事態が生じ得る。</p> <p>以上を踏まえ、これらトークンを販売する暗号資産交換業者</p> | <p>に規定する暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ－２－８において「販売」という。）は、暗号資産交換業に該当する。</p> <p>（注１）（略）</p> <p><u>（注２）暗号資産交換業に該当するＩＣＯには、暗号資産交換業者が自らトークンの発行・販売を行う場合（自社型ＩＣＯ）と、暗号資産交換業者が発行者に代わって発行者が発行するトークンの販売を行う場合（第三者型ＩＣＯ）がある。</u></p> <p>（注３） トークンの発行者による将来的な事業収益等の分配を受ける権利が当該トークンに表示されているなど、ＩＣＯが投資としての性格を有する場合は、当該トークンは金融商品取引法の規制対象となり、法の規制対象とはならない点に留意する。</p> <p>かかる行為は、トークンの販売を介して資金調達を図るものであるが、トークン保有者の権利内容が明確でなかったり、資金調達の目的となる事業（以下「対象事業」という。）の実現可能性等のスクリーニングや必要な情報開示が行われず、詐欺的な事案や事業計画が杜撰な事案が発生したりするなど、利用者保護が十分に図られない事態が生じ得る。</p> <p>以上を踏まえ、これらトークンを販売する暗号資産交換業者</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、トークンの販売状況等の報告を求めるとともに、日本暗号資産取引業協会自主規制規則「新規暗号資産の販売に関する規則」を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>Ⅱ-2-2-8-2 主な着眼点</p> <p>(1) 発行者が自らトークンを販売する場合</p> <p>① 対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などを的確に審査し、これを検証しているか。</p> <p>② 発行者に関する情報、トークン保有者に対して負う債務の有無・内容、トークンの販売価格の算定根拠のほか、対象事業にかかる事業計画書、事業の実現可能性等を、トークンの販売時に顧客に提供しているか。</p> | <p>の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、トークンの販売状況等の報告を求めるとともに、日本暗号資産取引業協会自主規制規則「新規暗号資産の販売に関する規則」を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。</p> <p><u>(注) トークンの販売状況等の把握は、利用者保護等の観点から、その必要性を踏まえ対応するものとする。また、販売直後は大きく価格が変動することが多いことから、販売から1年間は重点的に行うものとする。</u></p> <p>Ⅱ-2-2-8-2 主な着眼点</p> <p>(1) 発行者が自らトークンを販売する場合 <u>(自社型ICOの場合)</u></p> <p>① 対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などを的確に審査し、これを検証しているか。<u>また、その検証結果は適切なものとなっているか。</u></p> <p>② 発行者に関する情報、トークン保有者に対して負う債務の有無・内容、トークンの販売価格の算定根拠のほか、対象事業にかかる事業計画書、事業の実現可能性等を、トークンの販売時に顧客に適切に提供するために必要な規程の整備など、体制整備が図られているか。また、当該トーク</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(注) (略)</p> <p>③ 発行者の財務状況、トークンの販売状況、対象事業の進捗状況その他トークンの売買等の判断に影響を及ぼす事項を、適切な方法により、継続的にあるいは適時に開示しているか。</p> <p>④ トークンの販売によって調達した資金を、他の資金と分別して管理の上、あらかじめ利用者に開示した資金用途以外の用途に使用しないなど適切に管理しているか。</p> <p>⑤ トークンに利用されるブロックチェーンやスマートコントラクト、当該トークンを保管するウォレットその他当該トークンの品質に影響を与えるシステムの安全性を検証し、当該トークンの販売後も、定期的に又は必要に応じて適時に、当該システムの安全性を検証しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥ (略)</p> | <p><u>ンの販売時に、適切な方法により顧客に提供しているか。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>③ 発行者の財務状況、トークンの販売状況、対象事業の進捗状況その他トークンの売買等の判断に影響を及ぼす事項を、<u>適切な方法により、継続的にあるいは適時に開示するために必要な規程の整備など、体制整備が図られているか。</u>また、<u>当該トークンの販売後、適切な方法により、継続的にあるいは適時に開示しているか。</u></p> <p>④ トークンの販売によって調達した資金を、他の資金と分別して管理の上、あらかじめ利用者に開示した資金用途以外の用途に使用しないなど<u>適切に管理するために必要な規程の整備など、体制整備が図られているか。</u>また、<u>当該トークンの販売後、調達した資金を適切に管理しているか。</u></p> <p>⑤ トークンに利用されるブロックチェーンやスマートコントラクト、当該トークンを保管するウォレットその他当該トークンの品質に影響を与えるシステムの安全性を検証しているか。<u>また、当該トークンの販売後も、定期的に又は必要に応じて適時に、当該システムの安全性を検証しているか。</u></p> <p><u>(注) なお、Ⅱ-2-3-1-2(6)の記載事項も留意すること。</u></p> <p>⑥ (略)</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(2) 発行者に代わってトークンを販売する場合</p> <p>発行者に代わってトークンを販売する場合には、上記 (1) ①、②、⑤及び⑥に加え、以下の点に留意する。</p> <p>① 対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などのほか、発行者の財務状況その他トークンの販売の適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 発行者の下で調達資金の適切な管理が図られるよう必要なモニタリングを行っているか。</p> <p>⑤ (略)</p> | <p>(2) 発行者に代わってトークンを販売する場合 <u>(第三者型 I C O の場合)</u></p> <p>発行者に代わってトークンを販売する場合には、上記 (1) ①、②、⑤及び⑥に加え、以下の点に留意する。</p> <p>① 対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などのほか、発行者の財務状況その他トークンの販売の適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。</p> <p><u>(注) 対象事業の範囲については、個別実態に即し、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 発行者の下で調達資金の適切な管理が図られるよう必要な<u>モニタリングを行うための規程の整備など、体制整備が図られているか。また、モニタリングを適切に行っているか。</u></p> <p>⑤ (略)</p> |
| <p>II-2-3 事務運営</p> <p>II-2-3-1 システムリスク管理</p> <p>II-2-3-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> | <p>II-2-3 事務運営</p> <p>II-2-3-1 システムリスク管理</p> <p>II-2-3-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>① (略)</p> <p>② 経営戦略の一環としてシステム戦略を策定し、取締役会の承認を受けているか。なお、<u>システム戦略には、中長期的の開発計画を含むことが望ましい。</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① システム部門は、利用者チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的にかつ適時にリスクを認識・評価しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じ、対策後の残存リスクを評価し、取締役会に報告をしている</p> | <p>① (略)</p> <p>② 経営戦略の一環としてシステム戦略を策定し、取締役会の承認を受けているか。なお、<u>システム戦略は、中長期的な観点を考慮した上で、内外環境の変化等に応じて必要な見直しを行うことが望ましい。</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① システム部門は、利用者チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的にかつ適時にリスクを認識・評価しているか。</p> <p><u>(注) 網羅的なリスクの洗い出しにおいては、客観的な水準が判定できるものを根拠とすることが望ましく、例えば、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報センター)等を参考とすることが考えられる。</u></p> <p>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じ、対策後の残存リスクを評価し、取締役会に報告をしている</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>か。</p> <p>なお、システムリスクには、以下のようなものを含めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部サービスを利用することによって生じるリスク ・ API の公開・提供・接続等を実施することによって生じるリスク 等 <p>② (略)</p> <p>(4) 情報セキュリティ管理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。</p> <p>また、情報資産を取り扱う場所について、情報資産の重要度に応じた物理的セキュリティ対策を実施しているか。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) システム企画・開発・運用管理</p> <p>① (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>か。</p> <p>なお、システムリスクには、以下のようなものを含めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部サービスを利用することによって生じるリスク ・ API の公開・提供・接続等を実施することによって生じるリスク 等 <p>② (略)</p> <p>(4) 情報セキュリティ管理</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>内部不正を含む</u>コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。</p> <p>また、情報資産を取り扱う場所について、情報資産の重要度に応じた物理的セキュリティ対策を実施しているか。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) システム企画・開発・運用管理</p> <p>① (略)</p> <p>② システム開発及び変更について、以下のような事項を</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>② <u>システム開発工程に従い、設計／開発に関わるドキュメントやプログラムの作成について規程を策定しているか。</u> <u>なお、システム設計／開発段階では、以下のようなセキュリティに係わる事項を含めること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>具体的なセキュリティ要件を明確化すること</u> ・ <u>セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないように対策を行うこと等</u> <p><u>また、開発案件の企画・開発・移行の承認にかかわる規程を策定しているか。</u></p> <p>③ <u>開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> | <p><u>む規程や手順書を策定し、品質確保のための措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各工程における作業及び作成ドキュメントやプログラム等の成果物の定義</u> ・ <u>各工程の完了基準と評価及び成果物のレビューと承認プロセス</u> ・ <u>必要となるテスト項目</u> ・ <u>業務部門やユーザー部門の関与 等</u> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ <u>開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理を行っているか。</u></p> <p>④ <u>システム設計／開発段階では、以下のような事項を含むセキュリティに係る措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>具体的なセキュリティ要件の明確化</u> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>④ <u>以下のような内容を含む品質管理についての規程および手順書が策定されているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レビューを実施し、記録を残すこと</u> ・ <u>各工程の完了基準を策定し、評価をすること</u> ・ <u>性能設計を十分なものとし、システムキャパシティ、パフォーマンスの上限値を管理すること</u> ・ <u>システム開発時に限界値把握をすること 等</u> <p>⑤ <u>システム変更に係る規程が定められているか。また、システム変更に係るドキュメントの作成、責任者による承認が行なわれているか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないための対策 等</u> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ <u>システム開発においては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>システムの本番移行にあたっては、以下のような事項に考慮し、案件のリスクに応じた措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>移行判定に係る基準の明確化</u> ・ <u>承認者または判定会議等の判定プロセスの明確化</u> ・ <u>移行計画や手順の策定</u> <p>⑦ <u>システムの性能品質確保のために、システム開発工程の中で以下のような措置を講じているか。</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>⑥ 以下のような点を考慮し、<u>システム運用管理規程および手順書</u>が策定されているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み ・ 監視にかかわるエスカレーションルールの統一化 ・ 作業プロセスに、記録・承認・点検の組み込み ・ システムの運用管理に係る業務の実施状況を<u>文書にて記録し保管</u>等 <p>⑦ <u>システム構成の管理の目的及び方針、適用範囲</u>を定めているか。</p> <p>また、以下のような点について、構成の把握を行い、管理の有効性を確認しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物理資源（ハードウェア、ネットワーク、サーバー、PC等） ・ 論理資源（ライセンス、ソフトウェア、接続構成等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>性能要件の明確化</u> ・ <u>システムキャパシティ、パフォーマンス等の限界値把握</u> <p>⑧ <u>システムの運用管理について、以下のような点を考慮し、規程及び手順書を策定し、システムの安定稼働のための措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>システムキャパシティ、パフォーマンスの監視</u> ・ <u>性能要件やモニタリング閾値設定の定期的及び適時の見直し</u> ・ 監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み ・ 監視にかかわるエスカレーションルールの統一化 ・ 作業プロセスへの<u>記録・承認・点検の組み込み</u> ・ システムの運用管理に係る業務の実施状況の<u>記録と保管</u>等 <p>⑨ <u>システムの構成管理の目的及び方針、適用範囲</u>を定めているか。</p> <p>また、以下のような点について、構成の把握を行い、管理の有効性を確認しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物理資源（ハードウェア、ネットワーク、サーバー、PC等） ・ 論理資源（ライセンス、ソフトウェア、接続構成等） |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>・ クラウドサービス、第三者への委託業務 等</p> <p>⑧ システム開発に当たっては、<u>テスト計画を作成し、ユーザ一部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。</u></p> <p>⑨ 現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を持った人材を確保しているか。 <u>なお、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>(7) システム監査</p> <p>① (略)</p> <p>② システム監査の対象は、業務全体をリスク評価し、リスクベースで選定しているか。</p> <p>③ システム監査の結果は、適切に取締役会に報告されているか。また、監査対象部門は、監査部門からフィードバックを受け、<u>監査結果に応じた改善が行なわれているか。</u></p> <p>(8) 外部委託管理</p> <p>① (略)</p> <p>② クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。</p> | <p>・ クラウドサービス、第三者への委託業務 等 <u>(削除)</u></p> <p>⑩ 現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を持った人材を確保しているか。 <u>また、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>(7) システム監査</p> <p>① (略)</p> <p>② システム監査の対象は、<u>システムリスクに関する業務全体</u>をリスク評価し、リスクベースで選定しているか。</p> <p>③ システム監査の結果は、適切に取締役会に報告されているか。また、監査対象部門は、監査部門からフィードバックを受け、<u>監査結果に応じた改善を行なっているか。</u></p> <p>(8) 外部委託管理</p> <p>① (略)</p> <p>② クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>例えば、以下のような点を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要なデータを処理 ・ 保存する拠点の把握・監査権限 ・ モニタリング権限等の契約書への反映 ・ 保証報告書の入手・評価 等 <p><u>(新設)</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施や、委託先の内部統制に関する報告書を入手しているか。</p> <p>「委託先の内部統制に関する報告書」とは、例えば、日本公認会計士協会において公表している <u>IT 委員会実務指針第 7 号「受託業務のセキュリティ・可用性・処理のインテグリティ・機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」</u> や、監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「<u>受託業務に係る内部統制の保証報告書</u>」等が考えられる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する</p> | <p>例えば、以下のような点を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要なデータを処理・保存する拠点の把握 ・ <u>監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映</u> ・ <u>保証報告書、第三者認証等の確認・評価</u> ・ <u>クラウド特有のリスクの把握</u> ・ <u>認証機能を含むセキュリティリスク評価 等</u> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施や、委託先の内部統制に関する報告書を入手しているか。</p> <p>「委託先の内部統制に関する報告書」とは、例えば、日本公認会計士協会が公表する実務指針に基づき作成された「<u>受託業務に係る内部統制の保証報告書</u>」等が考えられる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>Ⅱ－２－３－１－３ システム障害等が発生した場合の対応 (略)</p> <p>① 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、暗号資産交換業者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 イ. 暗号資産交換業に関する業務に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>ロ. (略) (略)</p> <p>②～③ (略)</p> | <p>人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。<u>特に、夜間、休日にサービスを提供している場合、当該時間帯におけるシステム障害発生時の対応を含め業務を運営するための十分な体制が整備されているか。</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>Ⅱ－２－３－１－３ システム障害等が発生した場合の対応 (略)</p> <p>① 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、暗号資産交換業者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 イ. 暗号資産交換業に関する業務に遅延、停止等が生じているもの<u>(利用者へ影響が生じたものを含む)</u>又はそのおそれがあるもの</p> <p>ロ. (略) (略)</p> <p>②～③ (略)</p> |
| <p>Ⅱ－２－３－３ 外部委託 Ⅱ－２－３－３－１ 意義</p> | <p>Ⅱ－２－３－３ 外部委託 Ⅱ－２－３－３－１ 意義</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>暗号資産交換業者は業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、暗号資産交換業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はいくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。</p> <p>（注）外部委託に関する監督に当たっては、委託者である暗号資産交換業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする。</p> <p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である暗号資産交換業者の同席を求めるものとする。</p> | <p>暗号資産交換業者は業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、暗号資産交換業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はいくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。</p> <p>（注）外部委託に関する監督に当たっては、委託者である暗号資産交換業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことや当該外部委託先に対して、<u>法第 63 条の 15 第 2 項に基づき報告書を徴収すること</u>を検討することとする。</p> <p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である暗号資産交換業者の同席を求めるものとする。</p> |
| <p>Ⅱ－４ 協会未加入業者に関する監督上の留意点 Ⅱ－４－３ 協会未加入業者に対する監督手法・対応</p> <p>協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて法第 63 条の 15 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを</p> | <p>Ⅱ－４ 協会未加入業者に関する監督上の留意点 Ⅱ－４－３ 協会未加入業者に対する監督手法・対応</p> <p>協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて法第 63 条の 15 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>通じて、暗号資産交換業者における自主的な改善状況を把握することとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、公益又は利用者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 16 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、法第 63 条の 17 の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> | <p>通じて、暗号資産交換業者における自主的な改善状況を把握することとする。</p> <p><u>なお、協会未加入業者においても、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる年次実態調査の対象としているところであり、当該調査の内容を踏まえ、リスクに晒されている項目を特定し、リスクベースでの機動的な監督へ活用するものとする。</u></p> <p>また、公益又は利用者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 16 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、法第 63 条の 17 の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> |
| <p>Ⅲ 暗号資産交換業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ－1－3 検査・監督事務の具体的手法</p> <p>(1) オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング</p> <p>監督当局は、各暗号資産交換業者の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップす</p> | <p>Ⅲ 暗号資産交換業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ－1－3 検査・監督事務の具体的手法</p> <p>(1) オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング</p> <p>監督当局は、各暗号資産交換業者の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップす</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>る継続的なモニタリングを実施する。</p> <p>モニタリング手法の使い分けについては、各暗号資産交換業者の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や監督当局側・暗号資産交換業者側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。</p> <p>基本的には、まず、経営・財務の状況等に係る資料の分析や、暗号資産交換業者内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、法第 63 条の 15 に基づく立入検査の要否について判断するものとする。</p> <p>なお、モニタリングの具体的な実施に当たっては、Ⅲ－１－２に基づくほか、本事務ガイドラインの着眼点を補足・敷衍し、事業者との対話を円滑に実施するためのツールである「暗号資産交換業者の登録審査に係る質問票」のほか、協会の定める自主規制規則の内容を踏まえるものとする。</p> <p>(2) 具体的手法</p> <p>① 実態把握及び対話の実施に当たっての前提行為</p> | <p>る継続的なモニタリングを実施する。</p> <p>モニタリング手法の使い分けについては、各暗号資産交換業者の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や監督当局側・暗号資産交換業者側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。</p> <p>基本的には、まず、経営・財務の状況、<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかか</u>る年次実態調査等に係る資料の分析や、暗号資産交換業者内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、法第 63 条の 15 に基づく立入検査の要否について判断するものとする。</p> <p>なお、モニタリングの具体的な実施に当たっては、Ⅲ－１－２に基づくほか、本事務ガイドラインの着眼点を補足・敷衍し、事業者との対話を円滑に実施するためのツールである「暗号資産交換業者の登録審査に係る質問票」、<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかか</u>る年次実態把握報告表のほか、協会の定める自主規制規則の内容を踏まえるものとする。</p> <p>(2) 具体的手法</p> <p>① 実態把握及び対話の実施に当たっての前提行為</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>イ. 情報収集・プロファイリング（特性把握） （略）</p> <p>a. （略）</p> <p>b. ミクロの視点</p> <p>暗号資産交換業者との実効性のある対話等を実現するためには、各暗号資産交換業者固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、暗号資産交換業者が、それぞれの経営環境（顧客特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念や当該理念に基づいたビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を確認することが必要となる。そのために、例えば次のような、当該暗号資産交換業者やそのステークホルダー（従業員、顧客、株主等）からの情報収集が有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営・財務の状況等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること（経営上のリスクの特定・評価についての情報を含む） <u>（新設）</u> <p>・ 決算やリスク管理に係るヒアリングのみならず、各部</p> | <p>イ. 情報収集・プロファイリング（特性把握） （略）</p> <p>a. （略）</p> <p>b. ミクロの視点</p> <p>暗号資産交換業者との実効性のある対話等を実現するためには、各暗号資産交換業者固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、暗号資産交換業者が、それぞれの経営環境（顧客特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念や当該理念に基づいたビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を確認することが必要となる。そのために、例えば次のような、当該暗号資産交換業者やそのステークホルダー（従業員、顧客、株主等）からの情報収集が有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営・財務の状況等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること（経営上のリスクの特定・評価についての情報を含む） ・ <u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる年次実態調査の結果等を分析すること（暗号資産交換業者にかかる固有リスク、当該リスク低減状況のほか、業界における共通課題の洗い出しを含む）</u> <p>・ 決算やリスク管理に係るヒアリングのみならず、各部</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向や業務の適切な運営確保の状況等について随時ヒアリングを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産交換業者自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監査役、社外取締役等と意見交換を行うこと ・ 金融サービス利用者相談室に対して寄せられた相談・苦情等の情報など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析すること <p>ロ. (略)</p> <p>② 各暗号資産交換業者の詳細な実態把握</p> <p>実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各暗号資産交換業者の実態に応じ、各種ヒアリングや任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、立入検査などの中から、最も効率的かつ効果的な手法を選択することとする。</p> <p>また、監督当局において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど暗号資産交換業者の負担軽減に配慮する。</p> | <p>門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向や業務の適切な運営確保の状況等について随時ヒアリングを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産交換業者自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監査役、社外取締役、<u>日本暗号資産取引業協会</u>等と意見交換を行うこと ・ 金融サービス利用者相談室に対して寄せられた相談・苦情等の情報など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析すること <p>ロ. (略)</p> <p>② 各暗号資産交換業者の詳細な実態把握</p> <p>実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各暗号資産交換業者の実態に応じ、各種ヒアリングや任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、立入検査などの中から、最も効率的かつ効果的な手法を選択することとする。</p> <p>また、監督当局において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど暗号資産交換業者の負担軽減に配慮する。</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。</p> <p>選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、監督当局がどのような課題を認識した上で、どのような議論を志向しているのかを、暗号資産交換業者に対して丁寧に説明していく。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ. 法第 63 条の 15 に基づく報告徴求</p> <p>必要が認められる場合には法第 63 条の 15 に基づき報告を求める。その際、当該報告徴求が監督当局のどのような課題認識に基づくものか、暗号資産交換業者に対して丁寧に説明する。</p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。</p> <p>選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、監督当局がどのような課題を認識した上で、どのような議論を志向しているのかを、暗号資産交換業者に対して丁寧に説明していく。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ. 法第 63 条の 15 に基づく報告徴求</p> <p>必要が認められる場合には法第 63 条の 15 に基づき報告を求める。その際、当該報告徴求が監督当局のどのような課題認識に基づくものか、暗号資産交換業者に対して丁寧に説明する。</p> <p><u>なお、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野においては、暗号資産交換業者の特性を勘案した年次の報告徴求を求めており、当該報告内容について、問題事象が発生した暗号資産交換業者の実態把握や業界における動向の検証に活用する。</u></p> |
| <p><u>（新設）</u></p> | <p><u>Ⅲ－１－７ 新規サービス（新商品・新規業務）への対応</u> <u>近時、暗号資産交換業者においては、デジタル技術の進展が</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p><u>ら、関連ビジネスが目まぐるしく変化し、新たな暗号資産関連業務が開始・検討されている。</u></p> <p><u>こうしたことを踏まえ、暗号資産交換業者からの新規サービスに関する相談に対しては、監督当局としては、イノベーションの促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、潜在的なリスクの把握に努めるとともに、不適切な商品の組成・提供がされることのないよう、「Ⅱ 暗号資産交換業者の監督上の着眼点」を踏まえながら、特に、以下の点に留意して確認を行うものとする。</u></p> <p><u>① 新規サービスの導入にあたり、暗号資産交換業者自らが、利用者保護及び法的な観点から問題点等の検討を行うとともに、網羅的にリスクを洗い出しているか。また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</u></p> <p><u>(注1) システム開発を伴う場合においては、顧客や業務に対する影響が生じないよう、適切なシステム上の対応がなされているかを、十分に評価・確認を行う必要がある。</u></p> <p><u>(注2) なお、導入時に、リスクを適切に評価していたとしても、市場環境の変化や規制の強化等によって、当初の想定とは異なるリスクが、暗号資産交換業者や利用者に対して顕在化することも考えられることから、取扱い開始後のリスクの変化を定期的にモニタリング</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|-------------|--|
| <p>(新設)</p> | <p><u>し、その結果をサービスの内容や対応策の見直しに反映させるなど、PDCA サイクルを機能させることが求められる。</u></p> <p>② <u>新規サービスの内容に応じた社内規程、顧客向け商品説明資料の策定や人員の配置等、適切に内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>また、新規サービスの提供に際しての利用者への説明方法及び内容（プレスリリース文を含む）は適切か。</u></p> <p><u>（注）なお、利用者への説明については、Ⅱ－２－２を参照すること。</u></p> <p>③ <u>営業推進部門から独立した立場からの適切な事前審査を行った上で、取扱いの可否の決定を行っているか。経営陣の関与は適切か。</u></p> <p><u>（参考）監督部局の確認資料としては、例えば、リスクの特定・評価結果に係る資料や各種会議体（取締役会、リスク管理委員会等）の議事録・資料（リリース判定会議議事録・リリース判定資料、プロジェクト計画書、サービス仕様書、テスト結果、UAT 結果報告書、脆弱性診断等）などがあげられる。</u></p> <p>Ⅲ－１－８ 株式譲渡等における留意点</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p>(1) <u>株式譲渡における留意点</u></p> <p><u>近時、暗号資産交換業者の主要株主が他の事業者に株式を譲渡することにより、暗号資産交換業を売却・譲渡するケースが見受けられる。</u></p> <p><u>こうした株式譲渡においては、ビジネスモデルや役職員、内部管理態勢、取引システム等の大幅な変更がなされる場合が多いことから、株式譲渡後も適切に業務を遂行できる態勢となっているかについて留意する必要がある。</u></p> <p><u>このため、監督当局としては、暗号資産交換業者との日常的なコミュニケーションを通じて、かかる情報を把握するよう努めるとともに、資金決済法上、主要株主の変更は届出事項（事後）とされていることを踏まえ、届出を受理後、経営管理（ガバナンス）や法令等遵守態勢等の内部管理態勢全般に関し、暗号資産交換業者の役員等との深度あるヒアリング等も踏まえ、その適切性に問題がないかどうか、改めて検証するものとする。</u></p> <p><u>法第 63 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する「暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」であるなど業務の健全性・適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 63 条の 15 に基づき報告を求めるものとし、重大な問題があると認められる場合等には、法第 63 条に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ－3）の発動等を</u></p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>Ⅲ－１－<u>7</u> 監督部局間の連携 (略)</p> <p>Ⅲ－１－<u>8</u> 認定資金決済事業者協会との連携等 (略)</p> <p>Ⅲ－１－<u>9</u> 内部委任 (略)</p> | <p><u>検討するものとする。</u></p> <p>(2) <u>事業譲渡における留意点</u> <u>暗号資産交換業者が他の法人に事業を譲渡する場合、事業を譲り受ける側が財務局登録の暗号資産交換業者でない限りは、再度、暗号資産交換業の登録を受ける必要があることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－１－<u>9</u> 監督部局間の連携 (略)</p> <p>Ⅲ－１－<u>10</u> 認定資金決済事業者協会との連携等 (略)</p> <p>Ⅲ－１－<u>11</u> 内部委任 (略)</p> |
| <p>Ⅲ－２ 諸手続</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>登録申請の審査（事前相談を含む。以下同じ。）に当たっては、「暗号資産交換業者の登録審査プロセス」（金融庁ホームページ参照）に基づき、実質面を重視した深度ある審査を行うこととする。</p> | <p>Ⅲ－２ 諸手続</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>登録申請の審査（事前相談を含む。以下同じ。）に当たっては、「暗号資産交換業者の登録審査プロセス」（金融庁ホームページ参照）に基づき、実質面を重視した深度ある審査を行うこととする。</p> |

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>具体的には、事業者のビジネスプラン及びそれに応じた実効的な内部管理態勢や、利用者保護を優先したガバナンス態勢の整備状況について、書面やエビデンスでの確認、現場訪問による検証及び役員ヒアリング等を行う。その際、本事務ガイドラインの着眼点を補足・敷衍し、事業者との対話を円滑に実施するためのツールとして「暗号資産交換業者の登録審査に係る質問票」を活用することとする。</p> <p>①～③ (略) (3)～(7) (略)</p> | <p>具体的には、事業者のビジネスプラン及びそれに応じた実効的な内部管理態勢や、利用者保護を優先したガバナンス態勢の整備状況について、書面やエビデンスでの確認、現場訪問による検証及び役員ヒアリング等を行う。その際、本事務ガイドラインの着眼点を補足・敷衍し、事業者との対話を円滑に実施するためのツールとして「暗号資産交換業者の登録審査に係る質問票」を活用することとする。<u>また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野においては、登録を受けた暗号資産交換業者の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる年次実態把握報告表」の内容も参照し、態勢の整備状況の参考とする。</u></p> <p>①～③ (略) (3)～(7) (略)</p> |